

合理的配慮

公益社団法人 子どもの発達科学研究所
副所長・主任研究員 大須賀 優子



© Child Developmental Science Research | Confidential | 許容のない複製を禁止します。

1

障害者権利条約と 障害者差別解消法

© Child Developmental Science Research | Confidential | 許容のない複製を禁止します。

2

障害者権利条約と障害者差別解消法

障害者権利条約

- 2006年12月に国連総会で『**障害者の権利に関する条約(障害者権利条約・略称)**』が採択。
- 2007年9月28日、日本は国連本部で署名。
- 障害者基本法の改正(2011年 8月)、障害者総合支援法の成立(2012年 6月)、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正(2013年6月)と**国内法を整備**する。
- 2013年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において、全会一致で障害者権利条約の締結が承認。
- これを受けて**2014年1月20日**、吉川元偉国連代表部大使が、障害者権利条約の**批准書**を国連に寄託し、日本は140番目の締約国になった。

© Child Developmental Science Research | Confidential | 許容のない複製を禁止します。

3

障害者権利条約と障害者差別解消法

障害者差別解消法

- **障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**(平成25年法律第65号)とは、**障害者基本法**の基本的な理念に則り、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、**基本的人権**を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、**障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項**、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、**障害を理由とする差別の解消**を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする、日本の法律である(法律第1条)。
- 障害者権利条約を批准するための国内法。この流れの中に、インクルーシブ教育もある。

© Child Developmental Science Research | Confidential | 許容のない複製を禁止します。

4

障害者権利条約と障害者差別解消法

障害者とは？(障害者の定義)

- 障害者差別解消法では、「障害者」とは、**障害者手帳をもっている人のことだけではない。**
- 身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます)、その他の**心や体のはたらきに障害(難病等に起因する障害も含まれます)がある人**で、**障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象。(障害児も含まれる。)**

© Child Developmental Science Research | Confidential | 許容のない複製を禁止します。

5

障害者権利条約と障害者差別解消法

障害者差別とは？

- ① **不当な差別的取り扱い**
障害者差別解消法では、企業や店舗などの事業者や国・都道府県・市町村などの行政機関等が、障害のある人に対して、**正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止**しています。
これを「**不当な差別的取扱いの禁止**」といいます。

© Child Developmental Science Research | Confidential | 許容のない複製を禁止します。

6

障害者権利条約と障害差別解消法

障害者差別とは？

① 不当な差別的取り扱い

障害者差別解消法では、企業や店舗などの事業者や国・都道府県・市町村などの行政機関等が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

これを「**不当な差別的取扱いの禁止**」といいます。

- 障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否すること
- サービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限すること
- 障害のない人には付けられない条件を付けること など

© Child Developmental Science Research. | Confidential | 資料の取り扱いを厳重に申し上げます。

7

障害者権利条約と障害差別解消法

障害者差別とは？

① 不当な差別的取り扱い

障害者差別解消法では、企業や店舗などの事業者や国・都道府県・市町村などの行政機関等が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

これを「**不当な差別的取扱いの禁止**」といいます。

- 障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否すること
- サービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限すること
- 障害のない人には付けられない条件を付けること など

等しい者を異なって扱う型の差別

© Child Developmental Science Research. | Confidential | 資料の取り扱いを厳重に申し上げます。

8

障害者権利条約と障害差別解消法

障害者差別とは？

② 合理的配慮の不提供

合理的配慮とは

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

(障害者権利条約第2条)

© Child Developmental Science Research. | Confidential | 資料の取り扱いを厳重に申し上げます。

9

障害者権利条約と障害差別解消法

障害者差別とは？

② 合理的配慮の不提供

合理的配慮とは

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することにならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(障害者差別解消法第8条)

令和6年4月1日に事業者の「合理的配慮の提供」が義務化
※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含む ➡ 私立学校も

© Child Developmental Science Research. | Confidential | 資料の取り扱いを厳重に申し上げます。

10

障害者権利条約と障害差別解消法

障害者差別とは？

② 合理的配慮の不提供

合理的配慮とは

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することにならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(障害者差別解消法第8条)

②合理的配慮の不提供は
異なるものを異なって扱わない型の差別

© Child Developmental Science Research. | Confidential | 資料の取り扱いを厳重に申し上げます。

11

障害の社会モデル

© Child Developmental Science Research. | Confidential | 資料の取り扱いを厳重に申し上げます。

12

障害の社会モデル

合理的配慮 (Reasonable Accommodation)

- 1990年のADA(障害のあるアメリカ人法)で一躍有名になった概念で、障害のある人の場合、環境整備や配慮等がないと能力自体が発揮できないことがあるので、能力評価の前提として、必要な配慮を行うのは社会的責務であるということです。

障害の社会モデル

- Accommodationとは、「配慮」というよりも、「変更および調整」と訳すべき言葉。

© Child Developmental Science Research. | Confidential | 許可のない複製を禁じます。 13

13

障害の社会モデル

障害の医学モデル

障害の社会モデル

© Child Developmental Science Research. | Confidential | 許可のない複製を禁じます。 14

14

障害の社会モデル

障害の医学モデル

目標: 治療・よりよい適応と行動変容

障害の社会モデル

目標: 共生社会の実現・多様性の包摂

© Child Developmental Science Research. | Confidential | 許可のない複製を禁じます。 15

15

障害の社会モデル

障害の社会モデル

© Child Developmental Science Research. | Confidential | 許可のない複製を禁じます。 16

16

障害の社会モデル

教室・学校も

© Child Developmental Science Research. | Confidential | 許可のない複製を禁じます。 17

17

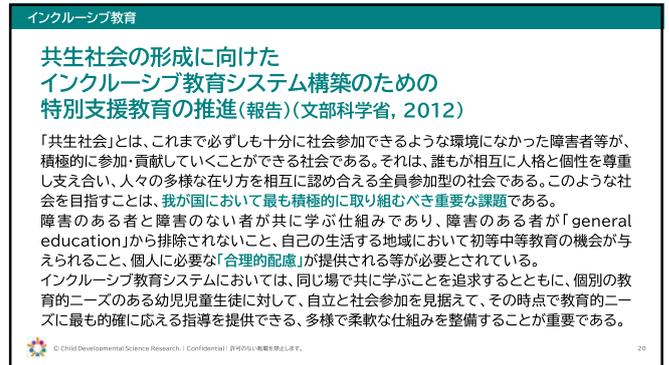
インクルーシブ教育

© Child Developmental Science Research. | Confidential | 許可のない複製を禁じます。 18

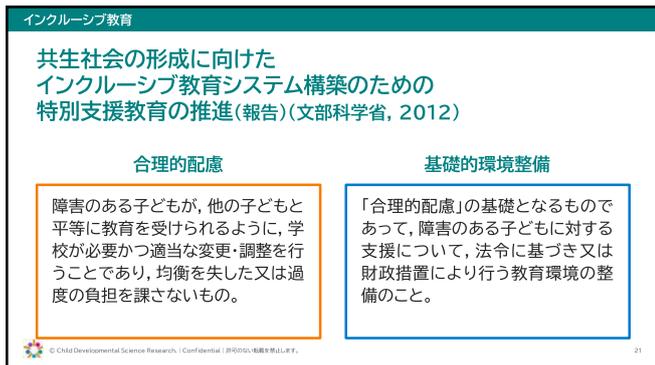
18



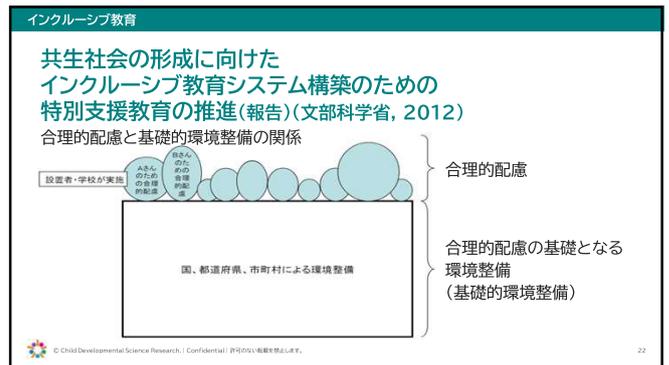
19



20



21



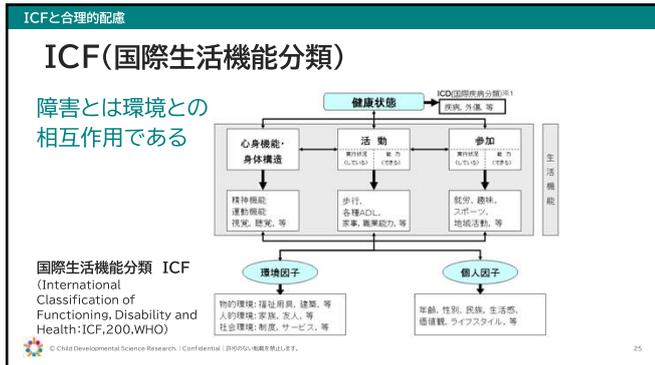
22



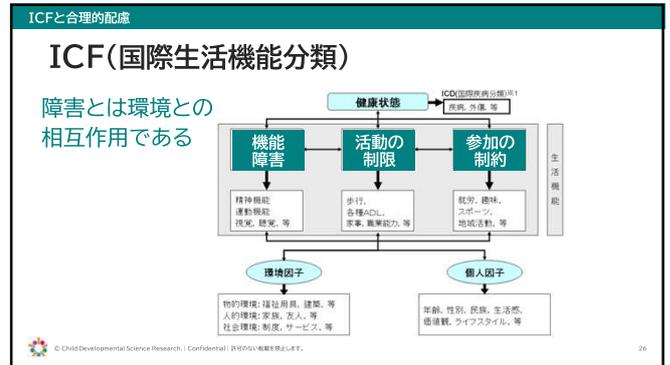
23



24



25



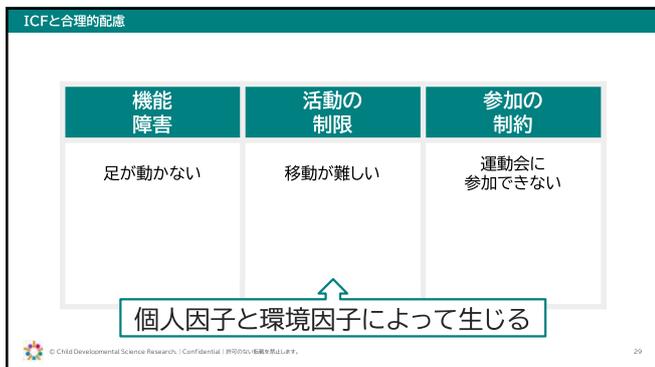
26



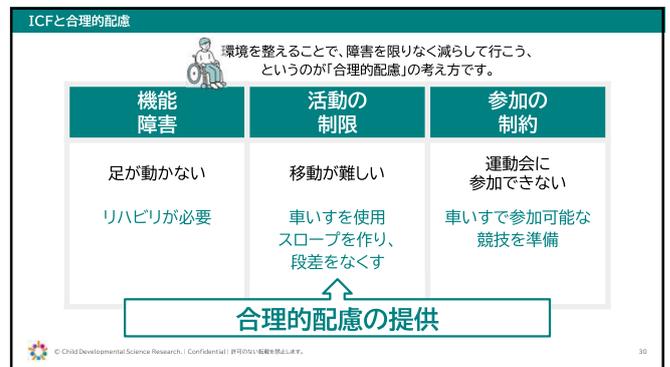
27



28



29



30

ICFと合理的配慮

機能障害	活動の制限	参加の制約
脳の機能の障害。	① 言語理解が困難で、授業の活動ができない。 ② 心の理論、メタ認知の難しさで、友達の気持ちやルールがわからない。	① 集団学習の場にいられない。 ② 友達との遊びに誘ってもらえない。学級遊びに参加できない。

「合理的」な配慮の提供には、正しいアセスメントが必要

© Child Developmental Science Research. | Confidential | 詳細のない情報を掲載します。

31



32

まとめ

まとめ

- 子どもの人権を守ることは、子ども支援の始まり。
- 特に、障害のある子どもの人権を守るのは、学校の重要な役割。
- インクルーシブ教育への対応は、待ったなし。
- 合理的配慮を合理的にするには、正しい知識が必要になる。
- 合理的配慮がなされれば、問題行動に対して予防的に働く可能性が高い。
- 多様性が包摂される社会の実現のために、学校が果たす役割は大きい！

© Child Developmental Science Research. | Confidential | 詳細のない情報を掲載します。

33



34